

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6 月26日
【会社名】	インヴァスト証券株式会社
【英訳名】	INVEST SECURITIES CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川路 猛
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋一丁目 6 番21号
【電話番号】	03-3595-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 田村 信司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋一丁目 6 番21号
【電話番号】	03-3595-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 田村 信司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1【提出理由】

平成27年6月25日開催の当社第56期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項およびその総額

普通株式1株につき金71円 総額416,620,900円

ロ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

コーポレート・ガバナンス体制の充実を目的とし、監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員である取締役に係る規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

また、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第28条第1項として取締役の責任免除に関する規定を新設し、業務執行を行わない取締役についても責任限定契約を締結することができるよう同条第2項の一部を変更するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、川路 猛、水戸部 茂、三ヶ田 裕信、鶴見 豪、川路 耕一の5名を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、岩田 拓朗、淡輪 敬三、安藤 まことの3名を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額450百万円以内とするものであります。なお、報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額100百万円以内とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対、棄権および無効の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	無効（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案 剰余金処分の件	44,862	366	0	1	（注）1	可決（99.18%）
第2号議案 定款一部変更の件	44,839	389	0	1	（注）2	可決（99.13%）
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件					（注）3	
川路 猛	44,830	398	0	1		可決（99.11%）
水戸部 茂	44,833	395	0	1		可決（99.12%）
三ヶ田 裕信	44,834	394	0	1		可決（99.12%）
鶴見 豪	44,823	405	0	1		可決（99.10%）
川路 耕一	44,828	400	0	1		可決（99.11%）
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					（注）3	
岩田 拓朗	44,831	397	0	1		可決（99.12%）
淡輪 敬三	44,833	395	0	1		可決（99.12%）
安藤 まこと	44,831	397	0	1		可決（99.12%）
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	44,769	459	0	1	（注）1	可決（98.98%）
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	44,734	494	0	1	（注）1	可決（98.90%）

- （注）1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上